

支援学級に在籍する児童・生徒の保護者のみなさま

令和7年度 支援学級就学奨励制度のお知らせ

島本町教育委員会



教育委員会では、支援教育の振興を目的に、町立小・中学校の支援学級に在籍される児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品等に係る費用の援助をおこなっています。援助を希望される方は、次の内容に従って申請してください。

【奨励費の使用目的について】

この奨励費は、支援学級の在籍に伴う就学費用に関し、保護者の負担軽減のために支給するものですので、必ず該当の費用に充ててください。

1 援助の対象者

町内に住所を有し、令和7年4月1日に町立小学校・中学校または大阪府立中学校に在籍する児童・生徒と生計を一にする世帯で、令和6年中の世帯の収入額が、裏面の認定基準を用いた計算式により算出された認定基準額以下に該当する方。

なお、生活保護受給者については、令和7年度就学援助制度を申請してください。

2 申請受付

◎受付期間 【期間厳守】

令和7年5月19日（月）～6月13日（金）17時30分まで



（右記QRコードから申請出来ます。）

※紙媒体での受付は行いません。

※ご自宅等でオンライン申請ができない方は、教育総務課窓口でオンライン申請を行っていただけます（土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分）
その場合も、受付期間は厳守です。

3 申請に必要な書類【以下の書類は、それぞれ該当する場合のみ】

①令和7年1月1日に町内に住所を有していなかった方のみ

・令和7年度（令和6年分所得）課税証明書

※令和7年1月1日に住んでいた市町村で取得してください。

②小・中学校新1年生の児童・生徒の保護者のみ

・新入学児童生徒学用品購入報告書

※入学に当たり購入された学用品等については、オンライン申請から購入品名・金額の報告及び領収書等の添付をお願いします。

※申請に基づき審査を行いますので、認否に係る事前のお問合せにはお答えできません。

高校生（16歳）以上の世帯員の方で**令和7年度（令和6年分）所得**が未申告の方（収入があった方はもちろん、専業主婦（夫）・高校生の方や収入が無い方でも0円であること申告をしていただく必要があります。）は、認否の決定ができません。

該当する方については、あらかじめ**令和7年度（令和6年分）所得**を島本町役場2階税務課で申告のうえ、ご申請ください。

4 認定基準

児童・生徒と生計を一にする世帯における前年の収入額が、厚生労働大臣の定める基準（平成24年12月末日現在の基準）に基づき算定したその世帯の需要額の2.5倍未満であること（需要額は、世帯構成や各世帯員の年齢等により異なります。）。

☆認定の目安

世帯人数	世帯構成（年齢は、令和6年12月31日現在） ※支援学級在籍児が1人いる世帯の場合	前年の世帯所得額
2人	母（30歳）・小学生（6歳）	約384万円以下
3人	父（35歳）・母（35歳）・小学生（10歳）	約531万円以下
4人	父（40歳）・母（40歳）・中学生（14歳） 中学生（12歳）	約704万円以下
5人	父（40歳）・母（35歳）・小学生（8歳） 小学生（6歳）、未就学児（2歳）	約695万円以下

5 奨励費の内容

費目		支給時期	支給額（年額）	対象学年
1	学用品費 通学用品費 校外活動費 （宿泊を伴わないもの）	8月末日 1月末日 3月末日 （学期分ごと）	小学校 6,620円 中学校 12,525円	全学年
2	校外活動費 （宿泊を伴うもの）	8月末日 又は1月末日	保護者負担額の半額 （注4）	実施学年
3	新入学児童生徒学用品費等 （注5）	8月末日	小学校 25,555円 中学校 30,490円	1年生 （4月認定者）
4	修学旅行費	8月末日 又は1月末日	保護者負担額の半額	小学校 6年生 中学校 3年生
5	学校給食費	各学期が終了する日の属する月の翌々月末まで	保護者負担額の半額	全学年

注1) 昨年度認定を受けた方も新たに申請していただく必要があります。

注2) 対象の児童が里親制度に係る支弁の対象である場合などは除きます。

注3) 世帯状況や年齢などは、令和6年12月末日現在を基準とします。ただし、離婚などで申請時に世帯の状況が変わっている場合は、直近の状態で審査することがあります。

注4) 校外活動費（宿泊を伴うもの）に係る支給上限額は、次のとおりです。

小学校 1,845円 中学校 3,105円

注5) 就学援助費で前年度末に小・中学校の入学準備金を支給されている場合は、小・中学校1年生対象の新入学児童生徒学用品費等は、支給対象外です。

注6) 就学援助制度とこの制度の両方を申請することはできますが、就学援助の方が認定された場合、重複して受給することはできません。